

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>					
出典：国土交通省 改正建築基準法の施行日前後における規定適用に関する留意事項、施行日前後の省エネ基準適合義務に関する適用関係について					
	法施行日（令和7年4月1日）				構造関係規定等の適合確認
ケース3	確認申請	→	確認済証	→ 着工 → 完了検査申請 → 検査済証	確認：審査する 検査：検査する
ケース4	確認申請 → 確認済証	→	計画変更 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する

- < 確認申請（計画変更申請を含む）における確認済証の取得、着工が施行日（R7.4.1）以降となる場合 >
- ・ 確認申請（計画変更申請を含む）の審査基準は、R7.3.31までは現行法（改正前）が適用されますが、施行日（R7.4.1）以降の着工であることから、施行日（R7.4.1）以降は改正法の適用を受けます。
 - ・ 上記図の場合は、確認申請（計画変更申請を含む）時に構造規定や省エネ基準等の適合について審査しますので、審査中に構造規定や省エネ基準等の適合が確認できる書類提出または省エネ適合判定申請について事前に相談するようお願いいたします。

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>					
出典：国土交通省 改正建築基準法の施行日前後における規定適用に関する留意事項、施行日前後の省エネ基準適合義務に関する適用関係について					
	法施行日（令和7年4月1日）				構造関係規定等の適合確認
ケース5	確認申請 → 確認済証	→	計画変更 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する

- < 施行日（R7.4.1）以降に計画変更申請、着工をする場合 >
- ・ 確認済証は、現行法（改正前）により交付しますが、施行日（R7.4.1）以降の着工であることから、計画変更申請の審査基準は、改正法の適用を受けます。
 - ・ 上記図の場合は、計画変更申請時に構造規定や省エネ基準等の適合について審査しますので、申請時に構造規定や省エネ基準等の適合が確認できる書類提出または省エネ適合判定申請するようお願いいたします。

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>					
出典：国土交通省 改正建築基準法の施行日前後における規定適用に関する留意事項、施行日前後の省エネ基準適合義務に関する適用関係について					
	法施行日（令和7年4月1日）				構造関係規定等の適合確認
ケース6	確認申請	→	確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証		確認：審査する 検査：検査する

- < 確認申請等、着工が施行日（R7.4.1）以降となる場合 >
- ・ 施行日（R7.4.1）以降の確認申請、着工であることから、改正法の適用を受けます。
 - ・ 上記図の場合は、確認申請時に構造規定や省エネ基準等の適合について審査しますので、申請時に構造規定や省エネ基準等の適合が確認できる書類提出または省エネ適合判定申請するようお願いいたします。

3月は確認申請が増加することが予想されますので、
余裕をもって申請するようお願いいたします。

施行日（R7.4.1）前後の取扱い等について、ご不明な点はお問い合わせください。